

令和6年度四街道市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年9月2日制定

1 目的趣旨

この調達方針は、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めることとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市全ての行政組織（以下、「各部署」という）とする。

3 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉サービス部障がい者支援課とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に定める施設等とする。

5 調達の対象となる物品等

障がい者就労施設等が供給し、分野を限定せず、また過去に調達実績のない物品等の調達についても対象とする。

6 調達の目標

令和6年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標金額は、次の金額とする。

調達目標金額 1, 593, 000円

7 調達の推進方法

ア 情報提供

各部署に、障がい者就労施設等への優先発注が可能な物品等について照会を行い、回答内容を市内の障がい者就労施設等に提供する。また、障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各部署に情報提供

を行う。

イ 随意契約の活用による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

ウ 見積書の徴取

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約において、見積書を徴する場合には、障がい者就労施設等を含めて選定することに配慮すること。

エ その他

上記イ及びウを推進するため、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法や、履行期間、発注量を考慮するよう努めること。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。